

◎県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第82条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 情緒障害児短期治療施設の名称が改められたことに伴い、所要の整備をすることとした。（目次、第15条、第19条、第88条～第95条、附則第8項～第17項関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第26条、第55条、第89条、第97条関係）
- 3 施行期日等

（1）この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 警務部の分掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加えることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。（附則関係）

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 風俗営業の許可に係る営業制限地域に幼保連携型認定こども園以外の児童福祉施設の周辺の地域を加えることとした。（別表第1関係）
- 2 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第5関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）